

建設工事における最低制限価格の改定について

令和元年9月30日
亘理町企画財政課

本町の発注する工事において公共事業の品質確保やダンピング防止、適切な賃金確保の観点から下記のとおり、最低制限価格の改定を行います。

記

1 (概要)

亘理町が発注する建設工事に係る最低制限価格の改定を実施します。

2 (適用時期)

最低制限価格の改定については令和元年10月1日より適用するものとします。令和元年10月1日以降発注される工事が適用となります。(公告及び指名通知の日付が令和元年10月1日以降の案件)

令和元年9月までの発注工事に関しては従前の最低制限価格が適用となります。